

日本産木材製品プロモーション動画 仕様書

この仕様書は、一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下、本協会）が受託者に委託して実施する「日本産木材製品プロモーション動画制作業務委託」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

日本産木材製品プロモーション動画制作業務委託

2 目的

輸出重点国・地域としている中国、米国、韓国、台湾等向けに、日本産木材製品の輸出促進のためのプロモーション動画を制作し、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律における品目団体の認定を受けた本協会のホームページに掲載するほか、国内外における展示会等のイベントにて活用することにより、オールジャパンで行う輸出力強化を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日（水）まで

4 業務内容

制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、映像制作における重要事項については、本協会と受託者で協議の上、決定することとする。

(1) 企画および構成

プロポーザルでの提案内容を基に本協会と受託者で協議の上、内容を決定する。受託者は、決定した内容を基にして、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア. 資料および素材の収集

イ. 肖像権および著作権についての必要な手続き

ウ. 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ. 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに本協会による複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア. 想定する相手先国（地域）は米国、中国、台湾、韓国とし、当該相手先国の関係者（木材産業、建築、輸入及び一般消費者等）に対し国内外における展示会等のイベントなどで使用することを想定する。

イ. 動画にて訴求する内容には原則として以下のものを含む。

- ・日本の木材・木製品等の魅力・品質の高さ。
- ・建築を含めた日本の文化、伝統、技術について。
- ・木材については合板、集成材などのエンジニアリングウッドも含む。
- ・森林管理・合法木材への取組み。
- ・豊かな森林・自然。

ウ. 原則、以下の2パターンの動画を作成することとし、各再生時間に合った内容とする。一般消費者レベルの視聴にも使用できる、

- ・一般消費者にもわかりやすいもの（2分）×1本
- ・上記より解説的な内容を含むもの（10分）×1本

エ. 全てのパターンについて、日本語、英語、中国語（繁体字および簡体字）および韓国語の5言語のテロップを入れるものとする。

オ. 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこととする。

カ. 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにする。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこととする。

5 成果品

(1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て本協会に帰属するものとする。

ア. 再生用

ファイル形式：MP4

内容：各言語テロップ版（2パターン×5言語）

媒体：USB、DVDにて各1式

コピーガードはつけない

イ.非圧縮の映像マスターデータ式（HDD等）

動画元本及び動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの

ウ.撮影素材一覧表 1 部

撮影素材および撮影場所の一覧表

(2) 不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本協会の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

6 仕様

F u l l H D

1920×1080

7 納品期限

期限 令和6年1月31日（水）

8 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表を本協会に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本協会への状況報告等）を徹底することとする。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本協会の承認を得た上で、適切に対応することとする。

9 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本協会の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって本協会に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本協会は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本協会に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこととする。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品する。納品データがウイルスに感染していることで、本協会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。

- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本協会と受託者で協議の上進める。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、本協会の指定する期日までに補正を行うこととする。

また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア. 本協会は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ. 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本協会に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア. 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本協会に帰属する。

イ. 受託者は、本協会の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ. 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ. 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、本協会が出願者となって費用を負担し、登録する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守する。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応することとする。

公募におけるご提案時のお願いとご注意 (総合評価方式による一般競争入札)

①仕様書の各項目についての趣旨・目的を明確に理解していただき、それらを達成するためのご提案をお願いします。

②作成する動画における日本産木製品に関する訴求内容について、当法人作成の仕様書に記載されていないものも必要に応じご提案ください。

(見積関連)

③お見積りにあたっては、積算根拠を作成し、別途添付してください。また、積算根拠は、人件費なども含め可能な限り数量×単価の形でご提示ください。

④動画に使用する素材（画像等）については使用料の発生が想定される場合、当該費用も計上してください。

⑤補助金の性質上、手続き書類が多くなる可能性もあります。資料作成のコスト（時間・人件費等）も考慮しておいてください。

⑥打ち合わせのコスト（時間、人件費等）も考慮しておいてください。

(制作段階)

⑦制作の各段階において報告等の打合せをお願いします。

⑧上記打合せに当っては具体化されたコンセプト等について説明をお願いします。

⑨打ち合わせ時の議事録の作成をお願いします。

⑩制作のための参考資料

・林野庁 木材輸出に関する情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai-yusyutsu.html>

・財務省 貿易統計

<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>

・高付加価値な日本木材の魅力

<https://excellent-japanese-wood.com/>

林野庁 R3 補正予算で作成された WEB サイト（動画を含む）

※入札にあたっては「全省庁統一資格」が必要です。詳しくはウェブサイト等でご確認ください。